

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年3月17日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時58分 散会

付託事件

議案第14号，議案第15号，議案第19号，議案第20号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分，第4款中建設企業委員会所管分，第6款中建設企業委員会所管分，第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款，議案第24号，議案第25号，議案第31号，議案第32号，議案第36号中第1表中歳出中第8款及び第2表継続費補正中第8款，議案第39号，議案第41号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第14号 水戸市都市下水路等管理条例の一部を改正する条例
- ② 議案第15号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第19号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分，第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分，第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分，第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）
- ⑤ 議案第24号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計予算
- ⑥ 議案第25号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ⑦ 議案第31号 令和4年度水戸市水道事業会計予算
- ⑧ 議案第32号 令和4年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑨ 議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑩ 議案第39号 令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑪ 議案第41号 令和3年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 道路建設課長	松葉光隆君
建設部技監兼 生活道路整備 課長	有金正義君	建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷萩幸治君
道路管理課長	丹治雅人君	河川都市排水 課長	大山裕己君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務 所長	川又弘一君
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上田航君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木村勤君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大和直文君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道部参事兼 水道総務課長	関谷勇君
水道部参事兼 経理課長	梶山哲君	水道部技監兼 給水課長	梶山学君
浄水管理事務所 長	島孝夫君		
下水道部長	坪貴之君	下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		

6 事務局職員出席者

議事課長	大嶋実君	書記	昆節夫君
------	------	----	------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、大森技監兼建設計画課長、杉山水道整備課長が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第14号ほか10件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行いまして、22日火曜日に御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第14号ほか10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。なお、2月24日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明をお願いいたします。

初めに、議案第14号 水戸市都市下水路等管理条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

大山河川都市排水課長。

○大山河川都市排水課長 おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案書①の29ページをお開き願います。あわせまして、河川都市排水課提出の参考資料①を御参照願います。

市議会議案第14号 水戸市都市下水路等管理条例の一部を改正する条例につきまして、参考資料に基づき御説明いたします。

1の改正理由につきましては、下水道法施行令の改正に伴いまして、新たな維持管理基準を追加するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、都市下水路等の維持管理の基準に、逆流防止機能を有する樋門や樋管について、年1回以上点検する規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

なお、裏面の2ページに新旧対照表、3ページには参照条文を添付してございますので、御参照ください

ますようお願いいたします。

次に、4ページをお開き願います。

4ページは、資料請求のありました、条例改正によって点検の対象となる樋門等の位置と箇所数を水戸市の全域地図中にお示した地図となっております。地図中の赤い丸印が点検対象の樋門等の位置でございまして、赤い丸印付近の番号は、樋門等の箇所数を表す通し番号となっております。

恐れ入ります。地図の右端の中段にお示いたしました樋門等集計表を御覧ください。

表の左側に樋門等の通し番号を、右側には樋門等の占用する河川の名称を記載してございまして、表の最下段で示しますとおり、今回の条例改正によって、点検の対象となる樋門等の総数は24か所となるものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第15号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いいたします。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 おはようございます。住宅政策課です。よろしくようお願いいたします。

続きまして、議案書①、31ページをお願いいたします。あわせて、都市計画部住宅政策課提出の議案第15号参考資料のほうもお願いいたします。

市議会議案第15号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、都市計画部住宅政策課提出の議案第15号参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、昭和33年に建設され老朽化が進んでおります市営渡里町住宅について用途廃止を行うため、関係規定の整備を行うものです。

次に、2の改正内容であります。別表第1の第1項、市営住宅一覧から渡里町住宅の部分を削るというものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日からいたします。

4、住宅の所在につきましては、渡里町2559番でありまして、茨城大学から西側に約400メートルほど進んだところがございます。また敷地面積は、約1,300平米となっております。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

また、前回の委員会におきまして、市営渡里町住宅の概要等について説明を求められておりますので、口頭により御説明いたします。

名称は市営渡里町住宅でありまして、所在は先ほど御説明のとおり、渡里町2559番であります。建物の構造は簡易耐火造りの平屋建てとなっております。昭和33年に建築されてございまして、築後63年が経過した建物となっております。管理戸数は12戸でありまして、6住戸用が1棟、3住戸用が2棟の3棟構成でありました。また令和3年当初の入居状況でございますが、4世帯7名の方がお住まいでございました。次に、元入居者の移転の状況でございますけれども、4世帯のうちの1世帯が施設に入所、2世帯が別の市営住宅に移転、そして残る1世帯が親族の近居ということで、身近なところに引っ越しをしているという形で、全ての入居者が退去済みということになってございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第19号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願ひいたします。

鬼澤下水道管理課長。

○**鬼澤下水道管理課長** よろしくお願ひいたします。

議案書①の39ページを御覧願ひます。あわせまして、お手元の下水道管理課提出の参考資料を御参照願ひます。

市議会議案第19号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、参考資料に基づいて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、今後の下水道整備において、都市計画決定を伴わない下水道事業計画区域に係る受益者負担の公平性を確保するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容といたしまして、まず(1)の受益者分担金制度の追加について御説明申し上げます。アの対象区域につきましては、条例改正案の第2条及び第14条の2に規定しており、都市計画決定を伴わない下水道事業計画区域としております。

イの分担区につきましては、条例改正案の第14条の2において準用する第3条と別表第2に規定しており、分担金の額を算出する単位となる土地の区域として、第1分担区を定め、1平方メートル当たり単価を320円といたします。これは事業計画の拡大区域における末端管渠整備費の4分の1を排水面積で除した額として算出しております。

ウの受益者分担金の額につきましては、条例改正案の第14条の2において準用する第6条に規定しており、対象となる土地の面積に1平方メートル当たりの単価を乗じて得た額といたします。

エ、その他につきましては、下水道事業受益者負担金制度に倣うものでございます。

次に、(2)の受益者負担金制度の改正について御説明申し上げます。

アの賦課対象区域につきましては、条例改正案の第8条第2項に規定しており、整備前に受益者負担金を賦課する趣旨の規定から、整備完了後に負担金等を賦課する趣旨の規定に改めるものでございます。

イの負担区の追加につきましては、条例改正案の別表第1に規定しており、水戸第5負担区を追加し、1平方メートル当たり単価を320円といたします。これも事業計画の拡大区域における末端管渠整備費の4分の1を排水面積で除した額として算出しております。

3の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

2ページから8ページは新旧対照表、9ページから11ページは参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願ひいたします。

さきの委員会で単価320円の根拠について御質問をいただいておりますので、そちらにつきまして口頭で御説明申し上げますと、先ほど説明いたしましたとおり、末端管渠整備費の4分の1を排水面積で除した額としておりまして、末端管渠整備費は、55億7,007万円でございます、その4分の1となりますと13億9,251万8,000円。こちらを整備面積432万2,000平方メートルで割りまして、その結果320円という単価を算出しております。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）について、執行部から順次説明をお願いいたします。

○**平澤都市計画課長** よろしく願いいたします。

議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②、令和4年度予算に関する説明書をお読みいただければと思います。

説明書の128ページから129ページでございます。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、建設企業委員会所管分でございますが、前年度比73.4%の減でございます。

129ページ、下段の説明の欄を御覧ください。上から3番目の丸でございます。

住宅救助経費といたしまして、民間住宅を借り上げて被災者に提供する事業及び被災者が被災住宅を復興するために借入れを行った場合に、利子を補給する事業を実施するものでございます。

主な減額の理由といたしましては、令和元年台風19号被害による応急仮設住宅供与数の減少によるものでございます。

以上でございます。

○**関谷水道部参事兼水道総務課長** 続きまして、同じく議案書②の150、151ページをお開き願います。

中段の4款衛生費、5項上水道費、1目上水道費につきましては、水道事業会計繰出金でございます。水道施設の耐震化など、安全対策事業に係る事業費及び児童手当に要する経費としまして、8,210万円を計上するもので、前年度比3.5%の減でございます。

○**久木崎集落排水課長** 続きまして、同じく議案書②の158、159ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項農業費、9目農業集落排水費につきましては、農業集落排水事業会計繰出金であり、5億1,920万円を計上し、前年度比7%の増でございます。

以上でございます。

○**渡邊建設部長** 続きまして、議案書②の164、165ページをお開き願います。

表下段、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員給与費及び建築事務に要する費用でございまして、前年度比2.5%の増となっております。

○**平澤都市計画課長** 続きまして、166ページから167ページでございます。

2目建築指導費でございますが、前年度比2.8%の増でございます。内容につきましては、建築指導事務に要する職員給与費をはじめ、建築確認等経費及び開発許可経費に要する費用でございます。

以上でございます。

○**渡邊建設部長** 続きまして、168、169ページをお開き願います。

2項道路橋りょう費につきまして御説明いたします。

1目道路橋りょう総務費につきましては、職員給与費のほか、道路管理経費につきましては、施設の光熱

水費や清掃委託、道路点検などに要する費用になっているほか、道路台帳整備費につきましては、道路台帳の補正のための委託に要する費用となっております。道路橋りょう総務費全体で、前年度比2.4%の減となっております。

次に、2目道路橋りょう維持費につきましては、道路や橋りょう等の維持をする費用となっております。舗装修繕や道路の除草、街路樹の剪定等の維持管理、橋りょう点検を実施するもので、前年度比15.6%の増でございます。

ページを返していただきまして、170、171ページをお開き願います。

3目道路新設改良費につきましては、職員給与費のほか、道路新設改良事業費につきまして、酒門358号線をはじめとした6路線の工事、7路線の用地補償協議をする費用となっております。

側溝新設改良事業費につきましては、延長804メートルの側溝整備及び17か所の集水ます設置に要する費用でございます。狭あい道路及び後退敷地整備事業費につきましては、河和田76、97、113号線をはじめとした15路線の工事費及び21路線の測量費等に要する費用でございます。認定外道路整備事業費につきましては、延長798メートルの舗装に要する費用となっております。内原地区における道路新設改良事業費につきましては、内原6-0007号線をはじめとした5路線の工事、5路線の用地補償等に要する経費となっております。道路新設改良事業費全体で、前年度比11%の増でございます。

次に、ページを返していただきまして、172、173ページをお開きください。

表の中段、4目交通安全施設整備費でございます。交通安全施設整備事業費につきましては、歩道新設改良工事をはじめ、ガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備に要する費用となっております。前年度比63.6%の増でございます。

5目橋りょう新設改良費につきましては、酒門橋と好文橋の長寿命化に要する費用となっております。前年度比57%の減でございます。

続きまして、3項河川費について御説明いたします。

1目河川総務費につきましては、職員給与費のほか、水戸市で管理しております河川の除草及び修繕工事に要する経費、水戸市雨水排水施設整備プログラム事業強化委託等に要する経費となっております。前年度比6.7%の増でございます。

ページを返していただきまして、174、175ページをお開き願います。

2目排水路費につきましては、市街化調整区域における雨水を排除し、浸水被害の解消を図るための経費及び施設の維持管理費に必要な経費となっております。排水路整備事業費につきましては、酒門町、元石川町をはじめとした全6か所の工事や実施設計等の委託に要する費用でございます。排水路維持管理費につきましては、排水機場の点検業務や排水路及び調整池の除草等に要する委託に必要な経費となっております。排水路費全体で前年度比2.8%の増でございます。

ページを返していただきまして、176、177ページをお開き願います。

3目河川改良費につきましては、河川の改良に要する経費となっております。前年度比354.5%の増でございます。

○平澤都市計画課長 続きまして同ページ、4項都市計画費について御説明いたします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、前年度比15.6%の減でございます。内容につきましては、都市計画行政に要する職員給与費をはじめ、都市計画行政に要する会計年度任用職員給与費、水戸駅北口広場の維持管理に要する経費、都市景観経費、ページを返していただきまして、178ページ、179ページを御覧ください。赤塚駅周辺施設等の維持管理に要する経費、市街地整備推進事業に要する経費、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に要する経費、泉町周辺地区整備事業に要する経費、水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業に要する経費及び内原駅周辺地区整備事業に要する経費などがございます。

続きまして、2目土地区画整理費でございますが、前年度比495.7%の増でございます。内容につきましては、東前第二土地区画整理事業会計への繰出金に要する費用でございます。

以上でございます。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、3目公共下水道費につきましては、下水道事業会計への繰出金であり、50億3,400万円を計上し、前年度比1.9%の減でございます。

○渡邊建設部長 同ページ、下段の4目街路整備事業費について御説明いたします。

街路整備事業費につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線をはじめとした路線の工事及び用地補償等に要する経費となっております。前年度比23.5%の増でございます。

続きまして、180、181ページをお開き願います。

5目都市下水路費につきましては、市街化区域内における雨水を排除し、浸水箇所の解消を図るための経費及び施設の維持管理費に必要な経費となっております。都市下水路整備事業費につきましては、米沢町、元吉田町をはじめとした全8か所の工事や調査委託等に必要な経費となっております。都市下水路維持管理費につきましては、施設などの維持管理に必要な経費となっており、都市下水道路全体で前年度比1.7%の減となっております。

○平澤都市計画課長 ページを返していただきまして、182、183ページでございます。

6目公園費について御説明いたします。前年度比12.1%の増でございます。内容につきましては、公園行政に要する職員給与費をはじめ、都市公園等の維持管理に要する公園等管理費、千波公園をはじめとする都市公園などの整備に要する公園建設事業費、千波湖浄化に要する経費などがございます。主な増額の理由といたしましては、公園建設事業の進捗によるものでございます。

続きまして、7目緑化推進対策費について御説明いたします。前年度比8.7%の減でございます。内容につきましては、緑化推進対策経費といたしまして、保存樹等の指定制度に要する経費、生垣設置奨励金補助等がございます。緑化基金費につきましては、利子を積み立てるものでございます。

ページを返していただきまして、184ページから185ページでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費について御説明いたします。前年度比4.4%の増でございます。内容につきましては、住宅行政に要する職員給与費をはじめ、住宅管理経費といたしまして、指定管理者へ委託等に要する経費、住宅政策推進経費といたしまして、子育てまちなか住宅取得補助金等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、186ページから187ページでございます。

2目住宅建設費につきましては、前年度比14.0%の減でございます。内容につきましては、住宅整備事

業費といたしまして、市営住宅長寿命化改修事業に要する経費でございます。主な減額の理由といたしましては、工事件数の減少によるものでございます。

以上でございます。

○渡邊建設部長 続きまして、220、221ページをお開き願います。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、科目設定でございます。

続きまして、継続費について御説明いたします。

議案書②、236、237ページをお開き願います。

表上段ほどに記載してございます中大野中河内線橋りょう上部製作事業1期工事につきましては、工事期間が長期にわたることから、令和4年度、令和5年度の2か年の継続費とするもので、上り線の幅員11.9メートル、橋長98.5メートルの2径間連続鋼床版箱桁橋の桁製作を行う工事となっております。年割額につきましては、令和4年度が3億円、令和5年度が2億円、合計5億円となっております。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第24号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計予算について、執行部から説明を願います。

久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 それでは、議案書①の63ページをお開き願います。

市議会議案第24号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,600万円と定めるものでございます。内容につきましては、議案書②、令和4年度予算に関する説明書により御説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書②の328、329ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目加入者負担金につきましては、供用を開始しております地区における新規の加入者に対する負担金でございまして、前年度比148.2%の増でございます。増額の理由といたしましては、下入野健康増進センターの新規接続によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、前年度比0.9%の増でございます。

2項手数料につきましては、督促手数料及び諸証明手数料でございまして、前年度と同額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農業集落排水事業費国庫補助金につきましては、処理施設の調査に対する補助金でございます。

ページを返していただきまして、330、331ページを御覧願います。

4款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業費補助金につきましては、前年度と同額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入につきましては、基金利子収入及び建物貸付料でございまして、前年度比4.3%の減でございます。

6款繰入金，1項1目一般会計繰入金につきましては，前年度比7%の増でございます。

2項基金繰入金，1目農業集落排水事業債減債基金繰入金につきましては，前年度比17.5%の減でございます。

ページを返していただきまして，332，333ページを御覧願います。

7款1項1目繰越金につきましては，前年度剰余繰越金でございます。

8款諸収入，1項1目市預金利子につきましては，科目設定でございます。

2項1目雑入につきましては，前年度比73.6%の減でございます。

9款1項市債，1目農業集落排水事業債につきましては，前年度比19.9%の減でございます。

ページを返していただきまして，334，335ページを御覧願います。

歳出についてでございます。

1款1項1目農業集落排水事業費につきましては，前年度比12.8%の増でございます。内容につきましては，職員給与費のほか，施設の維持管理や整備改修などに要する費用でございます。

ページを返していただきまして，336，337ページを御覧願います。

2款1項公債費につきましては，地方債償還元金及び利子でございます。

3款につきましては，予備費でございます。

ページを返していただきまして，338ページから347ページにつきましては，給与費明細書になります。農業集落排水事業会計に係る職員等の給料及び手当などの内訳を示すものでございます。

続きまして，348，349ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございますが，令和3年度末現在高見込額，令和4年度中増減見込額，令和4年度末現在高見込額につきましては，それぞれ記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に，議案第25号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について，執行部から説明をお願いいたします。

木村技監兼市街地整備課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 それでは，議案第25号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について御説明いたします。

議案書①の67ページをお開きください。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億6,000万円とするもので，前年度と同額でございます。詳細につきましては，議案書②の予算に関する説明書で御説明いたします。

それでは，議案書②の354，355ページをお開き願います。

初めに，1款財産収入，1項財産売払収入，1目不動産売払収入は，保留地売払収入でございます。

2款繰入金，1項1目一般会計繰入金は，一般会計からの繰入れでございます。

3款1項1目繰越金は，前年度剰余繰越金でございます。

4款諸収入，1項1目市預金利子は，科目設定でございます。

2項1目雑入は違約金の科目設定でございます。

次に、356、357ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目東前第二土地区画整理事業費を2億3,800万円とするもので、前年度比0.6%増でございます。主なものといたしましては、区画道路の工事請負費や家屋の補償などでございます。

2款1項公債費、1目元金はこれまでに借入れをしました地方債に係る償還金でございます。2目利子は地方債に係る利子でございます。

次に、358、359ページをお開きください。

3款1項1目予備費でございます。

次に、360、361ページをお開きください。

地方債の調書でございます。令和3年度末現在高見込額は2億8,438万2,000円であり、令和4年度中元金償還見込額2,112万7,000円を差し引きますと、令和4年度末現在高見込額は2億6,325万5,000円でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第31号 令和4年度水戸市水道事業会計予算について、執行部から説明を願います。

関谷参事兼水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 市議会議案第31号 令和4年度水戸市水道事業会計予算につきましては、さきの議案説明会におきまして、議案書により御説明をさせていただいております。そのため、恐れ入りますが、別冊④の令和4年度公営企業会計予算に関する説明書並びに明細書により御説明をさせていただきます。

公営企業会計予算に関する説明書並びに明細書の1ページをお開き願います。

初めに、経常的な営業活動に伴う収益的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

主なものといたしまして、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益につきましては、水道料金54億6,890万9,000円を計上しております。前年度比0.8%の減でございます。2目受託工事収益は、他事業工事などに伴う給水及び配水工事収益でございます。3目その他の営業収益は、新設件数に伴う加入金等につきまして、4億3,246万円を計上しております。前年度比3.1%の増でございます。

2項営業外収益のうち、2目一般会計補助金につきましては、児童手当に係る一般会計からの補助金になります。3目長期前受金戻入につきましては、国庫補助金等により取得いたしました資産の減価償却費相当分を計上しております。

ページを返していただきまして、2ページの支出を御覧願います。

1款水道事業費、1項営業費用につきましては、浄水配水施設の維持管理や水道料金徴収等に要する経費等といたしまして、55億748万9,000円を計上し、前年度比1.7%の増でございます。

2項営業外費用につきましては、主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費に2億3,691万4,000円を計上し、前年度比9.9%の減でございます。

次に、3項特別損失につきましては、過年度損益修正損等を計上しており、続く4項につきましては、予

備費でございます。

続きまして、3ページの投資的経費である資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

1款資本的収入、1項企業債につきましては、配水管整備及び浄水施設の更新事業に要する財源としまして起債をするもので、20億110万円を計上し、前年度比1.8%の増でございます。

2項一般会計出資金につきましては、安全対策事業として、水道施設の耐震化事業などの経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

3項国庫補助金につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金としまして、耐震化事業や老朽管更新事業に係る補助金5,841万円を計上しており、4項一般会計負担金及び5項一般会計補助金につきましては、消火栓の設置にかかる経費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

また、6項工事負担金につきましては、他事業工事に伴う配水管移設補償費等で、7項固定資産売却代金につきましては、車両の売却代金を見込むものでございます。

ページを返していただきまして、4ページの支出を御覧願います。

1款資本的支出、1項建設改良費につきましては、老朽管の更新を含む配水管の整備及び浄水施設の耐震化や老朽化設備の更新等に要する経費といたしまして、31億5,498万円を計上しており、前年度比3.8%の減でございます。

2項企業債償還金につきましては、企業債の元金償還といたしまして15億6,956万3,000円を計上しており、前年度比1.8%の増でございます。

続く3項につきましては、予備費でございます。

続きまして、5ページにつきましては、令和4年度の予定キャッシュ・フロー計算書として、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローをそれぞれお示ししておりますので、お目通しのほどをお願いいたします。

ページを返していただきまして、6ページから、少し飛びますが17ページにかけましては、給与費明細書となっております。水道事業会計に係る職員等の給料及び手当等の内訳を示すものでございます。

さらにページが飛びますが、18、19ページをお開き願います。

18、19ページにつきましては、継続費に関する調書でございます。工事期間が長期にわたる開江浄水場配水池改修工事を含む4つの工事につきまして、2か年、または3か年にわたる継続費の総額及び年割額をそれぞれお示ししてございます。

ページを返していただきまして、20ページから25ページにつきましては、令和3年度の予定損益計算書及び貸借対照表を、その後の26ページから31ページにつきましては、令和4年度の予定損益計算書及び貸借対照表をそれぞれお示ししてございます。内容につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第32号 令和4年度水戸市下水道事業会計予算について、執行部から説明を願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、同じく議案書④、令和4年度公営企業会計予算に関する説明書並びに明細書の69ページ、下水道事業会計を御覧願います。

市議会議案第32号 令和4年度水戸市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

初めに、経常的な経営活動を表す収益的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

主なものといたしまして、1款1項1目の下水道使用料につきましては、35億9,810万円を計上しており、前年度比0.3%の増でございます。2目一般会計負担金は、一般会計が負担する雨水処理に要する経費に対する基準内の負担金でございます。

2項営業外収益のうち2目一般会計負担金につきましては、一般会計からの基準内の負担金であり、3目一般会計補助金は、一般会計からの基準外の補助金になります。4目長期前受金戻入は、国庫補助金等における減価償却費相当分を計上してございます。

ページを返していただきまして、70ページを御覧願います。

収益的収入及び支出のうち、支出について御説明いたします。

1款1項営業費用につきましては、管きょやポンプ場、処理場などの下水道事業を運営するための維持管理経費や減価償却費で75億1,939万8,000円を計上し、前年度比2.6%の増でございます。

2項の営業外費用につきましては、主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費が10億3,982万3,000円であり、前年度比11.1%の減でございます。

3項特別損失につきましては、過年度損益修正損等を計上しており、4項は予備費になります。

続きまして、71ページを御覧願います。

投資的経費である資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

1款1項企業債につきましては、下水道施設の建設改良のための財源である下水道事業債であり、28億3,260万円を計上し、前年度比6.8%の増でございます。

2項一般会計出資金につきましては、資本的支出に対する基準外の出資金で、企業債の償還等に充てるものでございます。

3項国庫補助金につきましては、下水道施設の建設改良に対する国からの補助金であり、11億6,397万5,000円を計上しております。

4項3目一般会計負担金につきましては、一般会計からの基準内の負担金でございます。

ページを返していただきまして、72ページの支出を御覧願います。

1款1項建設改良費につきましては、管きょ整備やポンプ場、処理場の設備改築に要する予算として39億7,605万6,000円を計上しており、前年度比6.0%の増となります。

3項の企業債償還金には、下水道事業債の元金償還として57億3,776万円を計上しており、前年度比0.2%の減でございます。

4項は予備費となります。

次に、73ページの予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローをそれぞれ示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

ページを返していただきまして、74ページから85ページまでにつきましては、給与費明細書になりま

す。下水道事業会計に係る職員等の給料及び手当等の内訳を示すものでございます。

ページを返していただきまして、86、87ページは継続費に関する調書であり、工事期間が長期にわたる水戸市浄化センター汚泥脱水機等改築事業について、継続費の総額と2か年にわたるそれぞれの年割額を示しております。

88、89ページは、債務負担行為に関する調書であり、那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業に関して、令和6年度までの3年間の債務負担行為を設定するものでございます。

ページを返していただきまして、90ページから95ページは、令和3年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を、96ページから101ページにつきましては、令和4年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をそれぞれ示してございます。内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）について、執行部から順次説明をお願いいたします。

○渡邊建設部長 市議会議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）につきましては、議案書⑦、令和3年度補正予算に関する説明書で御説明いたします。

議案書⑦の12、13ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費につきましては、道路ストック総点検の進捗を図るため、国の補正予算による内示にあわせて2,400万円を増額するものでございます。2目道路橋りょう維持費につきましては、道路周辺の進捗を図るため、国の補正予算による内示にあわせて2,100万円を増額するものでございます。3目道路新設改良費につきましては、冠水対策事業の進捗を図るため、国の補正予算による内示にあわせて1,800万円を増額するものでございます。また、事業費の確定に伴う財源補正を行うものでございます。4目交通安全施設整備費につきましては、通学路等における交通安全対策等の進捗を図るため、国の補正予算による内示にあわせて5,100万円を増額するものでございます。

3項河川費、2目排水路費につきましては、よりよい充当率の起債を活用したため、財源補正によるものでございます。

○平澤都市計画課長 続きまして、ページを返していただきまして、14、15ページでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、都市計画推進経費及び内原駅周辺地区整備事業費につきましては、所要額の補正措置を講じるものでございます。なお、内原駅橋上駅舎建設事業及び内原駅南北自由通路建設事業の総額については変更ございません。市街地整備推進事業費につきましては、財源の補正を講じるものでございます。

以上でございます。

○渡邊建設部長 続きまして、4目街路整備事業費につきましては、現在事業中の都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）ほか1路線の事業進捗を図るため、国の補正予算による内示にあわせて1億7,000万円を増額するものでございます。

○平澤都市計画課長 続きまして、ページが少し飛びまして18ページから21ページを御覧願います。

8款土木費、4項都市計画費、内原駅橋上駅舎建設事業及び内原駅南北自由通路建設事業の継続費の補正につきましては、年割額を変更するものでございます。なお、内原駅橋上駅舎建設事業及び内原駅南北自由通路建設事業の総額については変更ございません。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第39号 令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

木村技監兼市街地整備課長。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 それでは、議案第39号 令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

議案書⑥の21ページをお開き願います。

第1条で繰越明許費を定めるものでございます。詳細につきましては、議案書⑦の令和3年度補正予算に関する説明書で御説明いたします。

50, 51ページをお開き願います。

繰越明許費につきまして、1款1項1目東前第二土地区画整理事業費につきましては、地権者及び関係機関との協議に日時を要したため、7,500万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第41号 令和3年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 市議会議案第41号 令和3年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、別冊⑨の令和3年度公営企業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書⑨の1ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、国の補正予算による国庫補助金の追加に伴い企業債を1億9,550万円増額し、国庫補助金は1億3,350万円を増額するものでございます。

下段の支出の表につきましては、建設改良費を3億7,201万円増額補正するものであり、その下の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に充当する財源につきましては、減債積立金や損益勘定留保資金などを4,301万円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

次に、本日の日程にはございませんが、昨夜の地震の影響、被害等について、関係部署から報告を求めたいと思います。

渡邊部長。

○渡邊建設部長 昨日の地震による被害、被災状況につきまして御報告いたします。

建設部所管施設につきましては、確認の結果、現在施工中の工事現場を含めて被害は確認されておりません。本日改めまして、詳細について確認しているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 じゃ、順次お願いします。

○加藤都市計画部長 都市計画部から御報告申し上げます。

都市計画部で所管しています市営住宅につきましては、地震の影響でエレベーターが緊急停止した住宅がございまして、本日朝から、点検を順次回っていきまして、被害そのものはないと思われませんが、点検終了後、稼働させる予定でございます。その他、水戸駅北口のペDESTリアンデッキ、あるいは各施工中の工事現場、いずれも被害、事故等はございませんでした。

○伊藤水道部長 水道部でございます。

水道部が所管する浄水場施設等につきましては、現在、施設点検を行っていますが、被害状況についてはございません。また、配水管等の工事の現場につきましても、現在のところ事故等の報告は受けておりませんので、よろしく願いいたします。

○坏下水道部長 下水道部所管の施設につきましては、下水道施設、農業集落排水施設ともに異常はございませんでした。

以上でございます。

○綿引委員長 それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時58分 散会